

## 大阪公立大学工業高等専門学校無期雇用教職員就業規則

制 定 令和4.3.31 規程 373

最近改定 令和5.3.31 規程 145

### (趣旨)

第1条 この規則は、大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員就業規則(以下「有期雇用教職員就業規則」という。)の適用を受けて雇用された教職員で期間を定めない労働契約により雇用される者(以下「無期雇用教職員」という。)の労働条件、服務その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 無期雇用教職員の在宅勤務については、公立大学法人大阪在宅勤務に関する規程に定める。

### (適用範囲)

第2条 この規則は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 有期雇用教職員就業規則の適用を受けて雇用された教職員で引き続き期間を定めない労働契約に変更した者
- (2) 有期雇用教職員就業規則の適用を受けて雇用されていた教職員であって、期間を定めない労働契約により雇用される者(前号に掲げる教職員を除く)

### (定年)

第3条 無期雇用教職員の定年は、65歳(非常勤講師にあつては65歳)とする。

2 無期雇用教職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

3 前項に定める年齢を超えて無期雇用教職員となる場合においては、65歳(非常勤講師にあつては、期間を定めない労働契約の開始日の属する年度の末日時点の年齢に5を加えた年齢)に達した日以後における最初の3月31日を超えて雇用することはできない。

### (再雇用)

第4条 削除

### (再雇用の期間等)

第5条 削除

### (有期雇用教職員就業規則の適用)

第6条 無期雇用教職員については、この規則及び大阪公立大学工業高等専門学校無期雇用教職員給与規程(以下「無期雇用教職員給与規程」という。)その他の規程等に定めるもののほか、有期雇用教職員就業規則(第1条、第2条、第4条、第16条第2号、第17条に係る部分を除く。)を準用する。

2 第4条の規定により再雇用された無期雇用教職員については、この規則及び無期雇用教職員給与規程その他の規程等に定めるもののほか、有期雇用教職員就業規則を準用す

る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### (大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員等就業規則の廃止)

- 2 大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員等就業規則（平成31年規程第129号）は、廃止する。

### (定義)

- 3 この附則において、「高専無期雇用教職員等就業規則」とは、前項の規定により廃止される大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員等就業規則をいう。

### (高専無期雇用教職員等就業規則等適用者の移行)

- 4 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のうち、施行日に在職している者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から無期雇用教職員に移行する。

- (1) 施行日の前日に高専無期雇用教職員等就業規則の適用を受けていた者
- (2) 高専無期雇用教職員等就業規則が廃止されないと仮定した場合に施行日に同規則の適用を受けることとなる者

### (再雇用高専無期雇用教職員等就業規則等適用者の移行)

- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のうち、施行日に在職している者は、施行日から再雇用された無期雇用教職員（以下「再雇用無期雇用教職員」という。）に移行する。

- (1) 施行日の前日に高専無期雇用教職員等就業規則の適用を受けていた者のうち、同規則第4条の規定により再雇用された者
- (2) 施行日の前日に高専無期雇用教職員等就業規則の適用を受けていた者のうち、施行日の前日が高専無期雇用教職員等就業規則第3条に定める定年退職日である者

### (施行前に行った行為等についての効力)

- 6 前2項の規定により無期雇用教職員又は再雇用無期雇用教職員となった者（以下「移行無期雇用教職員」という。）が、高専無期雇用教職員等就業規則に基づき行った申請、届出、承認、発令その他の行為については、原則として本規則において行われたものとみなす。

- 7 前項の規定は、訓告等の処分についてもこれを準用する。

### (高専無期雇用教職員等就業規則適用者の職種区分の切替等)

- 8 移行無期雇用教職員の職種区分の切替については、高専有期雇用教職員就業規則（以下「高専有期雇用教職員就業規則」という。）附則第5及び第6項の規定を準用する。

## 附 則（令和5.3.31 規程145）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における無期雇用教職員（非常勤講師を除く。）に対する第3条の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65歳」となるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

- 3 令和5年3月31日までに第3条の規定により退職した無期雇用教職員（非常勤講師を除く。）（65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者に限る）について、令和14年3月31日までの間、定年退職後においても引き続き勤務することを希望する場合には、再雇用することができる。ただし、心身の故障のために業務に堪えない等、有期雇用教職員就業規則第19条の解雇事由に該当する場合は再雇用の対象としない。
- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間に附則第1項に定める年齢より退職した無期雇用教職員（非常勤講師を除く。）（65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者に限る）について、令和14年3月31日までの間定年退職後においても引き続き勤務することを希望する場合には、再雇用することができる。ただし、心身の故障のために業務に堪えない等、有期雇用教職員就業規則第20条の解雇事由に該当する場合は再雇用の対象としない。
- 5 附則第3項または第4項により、定年退職後における再雇用及び再雇用契約の更新を希望する者は、定年退職日又は契約期間満了日の1ヵ月前までに、法人が別に定める手続により申し出るものとする。
- 6 無期雇用教職員の再雇用は、契約期間を定めて行う。
- 7 前項の契約期間は、一の会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）を超えない範囲内で定めるものとする。
- 8 前項の契約期間は、1年を超えない範囲内で更新をすることができる。
- 9 前項の契約期間の更新は、65歳に達した日以後における最初の3月31日までを上限とする。
- 10 附則第3項または第4項の規定により再雇用された無期雇用教職員については、この規則及び無期雇用教職員給与規程その他の規程等に定めるもののほか、有期雇用教職員就業規則を準用する。